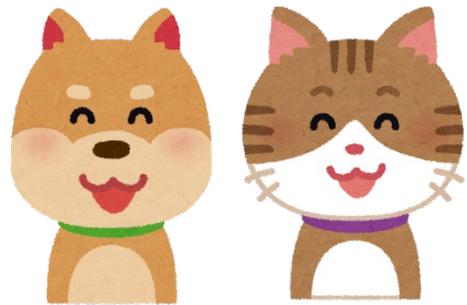


相 談

犬猫へのマイクロチップ装着義務化が始まっています

【相談要旨】

知人から子犬をもらい受けた場合も、マイクロチップを装着しなくてはならないのでしょうか。



回 答

相談を受けた行政相談センターは、次のように相談者に説明しました。

令和4年6月1日に施行された改正動物愛護管理法により、ブリーダーやペットショップ等が販売する犬猫にマイクロチップを装着することが義務付けられました。

ただし、既に飼っている犬猫や知人・動物愛護団体などから譲り受けた犬猫には義務付けられていません（努力義務）。

マイクロチップが装着されていると、迷子や災害などにより飼い主と離れ離れになった犬猫が保健所や動物病院で保護された場合に、マイクロチップから飼い主の情報を確認でき、犬猫が飼い主の元に戻るメリットがあります。

【一〇メモ】

マイクロチップは、直径2ミリ、長さ12ミリ程度（より小さい1.4×8.2ミリのサイズも増えています。）の円筒型で、表面には副反応が起きない生体適合ガラスが使用されています。装着は獣医師が行い、通常は首の後ろの皮下に、専用の注入器で埋め込みます。普段の注射より痛みが強いこともあるようですが、短時間の鎮静処置などの方法も動物病院に相談できます。

装着後に渡される装着証明書に基づいて、日本獣医師会に飼い主の情報を登録してください。登録完了時に発行される登録証明書は、飼い主の氏名、住所など登録内容に変更があった場合の手続きに必要になります。

【問合せ先】

犬猫へのマイクロチップ装着についての詳細は、各保健所生活安全課やお近くの動物病院にお問い合わせください。